福彩支援ニュース 第32号 2020.12

発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト **http://fukusaishien.com/**

電子メール　**apply@fukusaishien.com**

郵便振替口座番号 **00130-7-550500**　郵便振替口座名：**福彩支援**

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所）　341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F　みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592

北浦恵美　tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を！

次回 原告本人尋問（第35回期日）

2021年1/13(水)10時～

★傍聴希望の方は、9：30より前にさいたま地裁B棟前にお越し下さい。

遅れると傍聴券の抽選に参加できません。

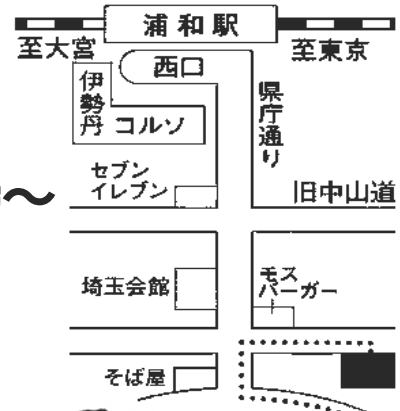

マスク着用をお願いします。

傍聴抽選にはずれた方は**▼埼玉総合法律事務所**で待機ください。休憩時に傍聴者を交替して対応します。また**昼休み時間の食事・休憩でも使えます。**

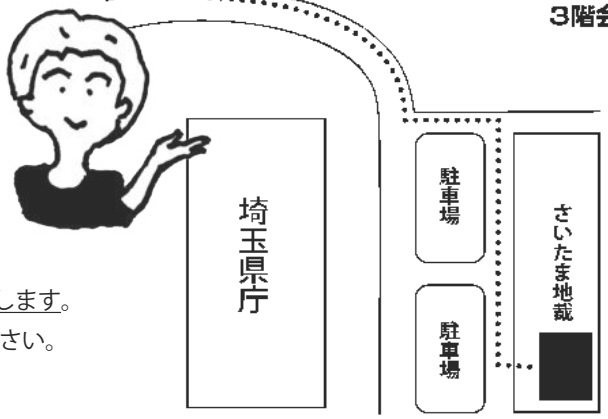

以降 2021年の 原告本人尋問

いずれも**水曜日：午前10時00分から午後4時ころ**まで

（原告1世帯につき1時間ほど。11時半～13時に昼休みが入ります）

2月24日（水）／3月24日（水）

＊コロナ禍で傍聴席が制限されるため、原告関係者の傍聴を優先します。
抽選からもれた方は、右記の**埼玉総合法律事務所**で待機してください。
休憩時に傍聴者を交替する等で対応する予定です。

第33回、34回期日報告

福彩支援事務局

いつも福島原発さいたま訴訟を支援をご支援いただき、ありがとうございます。

11月11日の第33回期日にはコロナ禍を押して14人の方が傍聴に訪れました。この日はまず、10月19日に裁判所と原告・被告双方によって行われた「**現地進行協議**」を踏まえ、原発事故がもたらした取り返しのつかない被害について、原告側の代理人弁護士が意見陳述を行いました（第83準備書面）。

また、原発事故の結果、原告が避難を余儀なくされ、現在も避難を継続していることの合理性を、第84準備書面に基づいて詳細に主張しました（**詳細は本紙p.5～**）。

代理人意見陳述に続いて原告本人尋問が行われ（**詳細は本紙p.9～**）、3名の原告への尋問が行われましたが、うち1名はコロナ禍で出廷が困難となり、福島地裁いわき支部からのリモートによる尋問となりました。

約ひと月を置いた**12月9日の第34回期日**には、満席の18人の方が傍聴に訪れました。

原告側代理人弁護士は、被告国の主張の矛盾を鋭く突く第85準備書面、および「ふるさとの喪失・変容」についての法的意味合いと評価について補充し、賠償

を、区域内／区域外の双方の避難者に行うべきと主張する第87準備書面の要旨を意見陳述しました。（**詳細は本紙p.7～**）。

この日の尋問でも、原告1名が新型コロナウイルスの流行状況から、埼玉へこの時期に来ることを避けたいとのご意向で、別の日（3月）に尋問を行うことになり、原告お二人のみの尋問となりました。

前号でも報じたとおり、東電は各地の原発避難者訴訟において、「“故郷”は、法的に保護されるべき利益にあたらない“ノスタルジック”なもの。主体も客体も不明確で、法的に保護される独立した権利・利益に当たらない」などと一方的に主張し、福彩訴訟の原告本人尋問でも、同様の態度で一貫しています。

親子が協力して建てた家、仲睦まじかった地域、将来の希望が打ち砕かれ、避難先でも差別やいじめにあって、外出することもできなかったと涙を拭う原告に、東電側代理人弁護士は、「資料を見ると、あなたは～年～月にこれこれの賠償金をもらっているが、もらったお金のことを思い出せないのですか」と言い募るなど、謝罪や補償、再発防止などの言葉は皆無で、札束で頬を叩くような対応。傍聴しながら怒りがこみ上げてきます。

原告の苦しみを切り捨て、最小限の補償で逃げ切ろうとする東電の詭弁を許すことはできません。次回以降の期日も、原発事故によって避難を余儀なくされた原告の声を聴き、勇気を振り絞って出廷される原告を応援しましょう。

【次回期日】

★第35回期日 →1月13日（水）

★第36回期日 →2月24日（水）

午後10時 開廷（裁判所には9時半までにお越しを！）

「公正な判決を求める署名」

コロナ禍の影響もあり滞っていましたが、現在、**7,910筆**（2020年12月9日付）が集まっています。ご協力ください。署名はこちらから。

→ http://fukusaishien.com/archives/549/

代理人意見陳述

2020年11月11日　福彩訴訟第33回期日

平成26年（ワ）第501号等　福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告　29世帯96名

被告　国　外1名

さいたま地方裁判所第2民事部　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　吉　廣　　慶　子

外

第1　第83準備書面について

1　第83準備書面は、本年10月19日に実施された現地進行協議の結果、本件原発事故により発生した不可逆的被害が明らかとなったことについて述べたものです。

2　まず、福島市内の状況について、市内の繁華街の様子に変わった点はないものの、市内各地で一定の高放射線量が測定されており、原告宅周辺でも、平成30年の段階でなお0.1～0.3μSv/h（マイクロシーベルト／毎時）程度が測定されています。市内にある放射線汚染物質の仮置場は、広大なスペースが白いフェンスで囲われており、福島市内が今もなお、放射線被害の影響を受けていることがわかります。

3　飯館村の状況について、同村内にある原告の自宅は、敷地に草木が生い茂り、自宅建物に近づけませんでしたが、同自宅付近の空間線量は0.48～1.00μSv/hを記録しました。かつて水田であった場所は雑草が生い茂った荒れた空き地となり、汚染土を詰めたフレコンバックが無造作に置かれていました。周辺の民家も大半が空き家で住民が戻っている様子はなく、事故の影響で地域の様子が大きく変容してしまったことが明

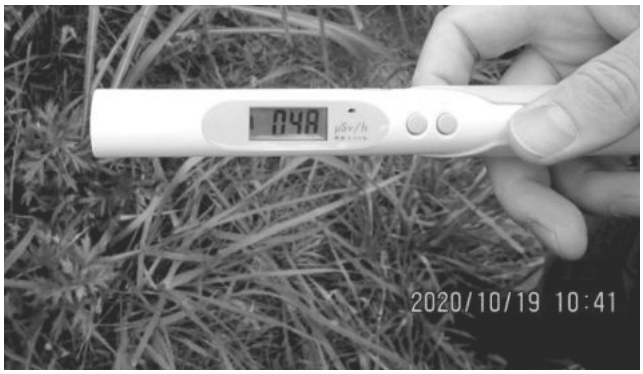

※測定した線量計（原告代理人撮影）

らかとなりました。

※無造作に置かれているフレコンバック（原告代理人撮影）

4　南相馬市内について、同市内の原告の自宅裏手では、空間線量0.56μSv/hを記録しました。いかにも子どもが喜んで遊びそうな場所であり、子どもの健康への影響を懸念することには十分な合理性があります。同席した原告からは、近くの幼稚園が閉鎖となったこと等が語られ、周辺の居住環境が大きく変容したまま現在も回復できていないことが明らかとなりました。

※原告7宅の裏手で線量を測定した様子（原告代理人撮影）

5　浪江町市内について、同市内にある原告の自宅は、本件事故前は多数の住宅が立ち並ぶ住宅街にありました。しかし、10月19日に見分した際には、原告も周辺住民も帰還しないまま家屋が取り壊され、周辺一帯には更地が広がり、かつての住宅街が失われてしまっている様子が明らかとなりました。本原告宅のある地域が、避難指示の解除されたときにはすでに事故から6年以上経過しており、今もなお多くの人が帰還できていないことも明らかとなりました。

※原告1宅と周辺が更地となっている様子、周辺の家も帰還していない様子（原告代理人撮影　R2.10.19）

6　請戸地区

浪江町請戸地区について、同地区の海岸を南下する道路沿いには白いフェンスに囲われた敷地が広がり、廃棄物を運搬するトラックが行き交い、数メートルの高さまで積まれた大量のフレコンバックが見えました。同地域の避難指示が解除されたのは平成29年3月のことでした。豊かな漁港を有し、多くの住民たちが生活していたかつての地域の賑わいが戻ることは、同地域がこのように放射線廃棄物の保管場として土地運用され続けている限り、非常に困難と言わざるを得ない状況です。

7　双葉町の状況について、同町内にある原告宅は、地震直後に避難指示が発令された、あの日のままとなっていました。家屋内部は荒れ果て、床は落ち、天井が崩れてしまっていました。庭には草木が生い茂り、周辺住民の家屋もすべて空き家です。避難指示が解除されていても、事故前の生活を取り戻すことなど到底不可能であることが明らかとなりました。

8　富岡町の状況について、同町内の原告宅がある地域は、現在も帰還困難区域に指定されています。周辺の空き地にはフレコンバックが特に囲われもせず無造作に積み重ねられ、自宅敷地内には事故前にはなかっ

※原告 21 宅の荒れ果てた内部（原告代理人撮影）

※原告 21 宅の内部の様子（原告代理人 R2.8.3 撮影のもの）

た巨木が立ち、草木が生い茂ってしまっています。原発事故から9年以上の年月が経過し、今もなお、厳重な防護服を身にまとわなければ自宅に近づくことすらできない地域の現状が明らかとなりました。

※原告5の自宅へ向かう途中、車内でも1.50 μ Sv/hを記録した様子（原告代理人撮影）

9　最後に、**JR常磐線夜ノ森駅周辺**を周りました。夜ノ森駅へ向かう道路自体は、今年になって帰還困難区域の指定が解除されましたが、道路の両側の住宅や商店は帰還困難区域であり、道路の入り口にバリケードが設置され、入れないようになっています。道路の両側にバリケードが数百メートルにわたって設置され、周辺建物が人の手入れもなく崩れ落ちてしまっているその様子からは、地域社会が丸ごと喪失してしまったことが明らかであり、また、帰還困難区域とその指定が解除された地域とがまさにバリケード1つで分断されているさまからは、両区域の線引きなど何らの合理性も見いだせないことが明らかとなりました。

9　原発事故によって、原告らの住んでいた地域の状況は大きく変容してしまいました。ひとたび事故が起これば、このような被害の状況がもたらされることを被告らは認識していました。それにもかかわらず、我が国では原発事故など起こるはずがないという思い込みに基づいて、必要不可欠な対応を十分に取ることもないまま本件原発事故を引き起こした被告らの責任は、厳しく問われなければなりません。

※道路の脇がバリケードで囲まれている様子（原告代理人撮影）

第2　第84準備書面の概要

原告らは，これまで区域外避難者に関する避難及び避難継続の合理性について様々な主張をしてきましたが、第84準備書面において、さらに詳細な主張をしています。

1　避難の合理性の判断方法

1　まず、避難の合理性の問題は，本件事故と原告らが行った避難行動との間に相当因果関係が認められるかの問題です。すなわち、被告らにおいて、当時の知見の水準に照らし，一般的に原告らの避難行動を予見し得たかどうかが問題となります。このことは、本件と同種の訴訟（前橋地裁判決、京都地裁判決など）においても前提とされています。

2　ところで、相当因果関係の有無の判断に際して、特に指摘しておきたいことは，この議論の中では，「避難した者の割合」はほとんど問題でないか，むしろ，避難者数の実態は，避難の合理性を基礎付けると考えられることです。

例えば，いじめを受けた者のうち自殺する者の割合，過労死基準を超えた長時間労働をした者のうち精神障害を罹患する者の割合や自死する者の割合，さらには交通事故で受傷した者のうちうつ病に罹患する者の割合や自殺する者の割合，さらには，詐欺商法に騙されて契約する者の割合などを考えれば，そのいずれも，割合自体は高いものではなく，これらについての統計的データは不見当であるものの，むしろ，本件における自主的避難者数の割合を下回るであろうことは容易に想像されるところです。すなわち，相当因果関係の問題を考えるにあたって，割合は全く無意味ではないとしても，それが高い割合で発生することを要求するものではないことは明らかです。あくまでも相当因果関係の有無は、加害者側からみて，そのような事態発生が一般に予見できるといえればよいのであり，先に述べた例でいえば，悪質重大ないじめを繰り返したならば被害者が自殺してしまうことがあってもおかしくない，1ケ月100時間に達するような長時間の時間外勤務を強いたならば精神を病み自殺することがあってもおかしくない，というものであり，本件で言えば、被告らの立場において，たとえば郡山市や福島市の程度に放射能で汚染したならば，住民が避難してもおかしくないといえれば足りるはずです。

その観点からは，本件では，優に因果関係が認められるものであり、現実にも一人や二人ではなく，避難指示区域等以外の区域に居住する住民のうち，何万人もの人が避難を選択している事実はそれ自体、本件事故当時被告らの立場において，周辺住民らの避難行動が一般に予見可能であることを十分に裏付ける事実です。

そして，被告東電が，慰謝料の終期として主張する平成23年4月22日以後もむしろ避難者数が増加し続けており，本件事故から数カ月が経過した後も新たに避難生活を開始する者が増え続けていることは，被告東電の主張の誤りを端的に示しています。被告東電の主張によっても，平成28年10月の時点でさえ約2万9千人が避難を継続しているのであり，最大時と比較しても半数弱が避難を続けていることになります。このことは，住民の多くが原発事故から約5年を経過しても放射能汚染を懸念しており，ひとたび避難をしたならば，一般的に帰還することは容易ではない実態を示しています。そして，それらのことが，被告らにとって予見が出来ない事柄であったとは到底いえません。

3　次に、この相当因果関係の有無を検討するうえで、必要なのは、そもそも，被ばくの身体への影響について科学論争が決着していない現状においては，避難の合理性に関する科学的知見についての立証責任は原告にはなく，裁判所に低線量被ばくのリスクの有意性についての判断を求める実益もないということです。

4　他方で、法学や環境法学の分野における行為義務としての予見義務の根拠として予防原則が説明されています。その具体的な内容は「人体に脅威を与える物質と人体への侵害とを結びつける科学的証明が困難であっても，いったん発生すると回復不可能な重大な損害が発生する場合には，損害発生前のリスクを回避し，または提言するための事前の思慮をおこなうべきである」というものです。

このような予防原則を、因果関係の有無や損害論において利用することは、これまでの相当因果関係や損害に関する従前の法解釈や実務と矛盾するものでもなく、何ら妨げられるものではありません。

5　そして、避難の合理性を予防原則の観点も踏まえて検討する場合，その汚染物質が放射能であるということを考慮しなければなりません。放射能は、有害性が明らかでありながら，目に見えず，しきい値についての確定的な科学的知見がなく，他方で，仮に放射能による健康被害を受けた場合には，不可逆的で根治不

能な，生命に関わる健康被害を負うおそれがあります。したがって、汚染地域の住民はより強い不安や葛藤にさらされることになります。このような点は，相当因果関係の有無の判断においても考慮されるべきです。

第3　避難及び避難継続の合理性を基礎付ける事情

1　以上を前提として、原告らはすでに提出した各準備書面において、原告らの避難及び避難継続の合理性を基礎づける各事情についての個別の主張を行っていますが、本書面においては、これらの主張を一部補充したうえで、総括しています。

2　本準備書面において述べた原告らの避難及び避難継続の合理性を基礎づける事情は次のとおりです。

① ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告によれば、年間1mSv（ミリシーベルト）を超過する地域からの避難ついては、原則居住ができない汚染地域からの避難と評価できること。なお、ICRPは原子力を有効利用するために原発の設置を許可している国や関係機関，関係会社等の経済的援助により経済的基盤を有している組織であり、公衆衛生上の安全サイドに立った判断を第一とする組織ではありません。このような組織ですら、上記のような見解に立っています。

② ICRPの勧告等は我が国においても，放射線防護の中心的役割を担い，その諸原則の多くが日本政府による放射線防護の規制に適用されていること。

③ ICRPはLNTモデル（しきい値なし直線仮説＝放射線の被ばく線量と影響の間には、しきい値がなく直線的な関係が成り立つという考え方）を採用していること。なお、避難の合理性との関係では、LNTモデルが科学的に証明されているか否かではなく，国際的に権威のある放射線に関する防護機関であるICRPが、LNTモデルを科学的に説得力があるものとして採用している事実それ自体が重要です。

④ 近年大規模な疫学調査結果が次々に発表され，ごく低線量においても統計的に有意な発がん及びがん死リスクの上昇が明らかにされてきたこと。

⑤ 本件事故後放射能の汚染の拡大等を懸念させるような事実及び報道が多数存在したこと。なお、福島民報の記事には，原発事故が収束していないこと，汚染の拡大，健康への影響を懸念させる報道が繰り返されていました。

⑥ 被告国は，本件事故後，放射性物質拡散に関する情報を速やかに開示せず，短時間のうちに五月雨式に避難指示区域を広げたうえ，避難指示自体が合理的根拠を欠いていたために，住民に多大な不安と混乱を与えたこと。

⑦ 国が設置した機関である原賠審が，自主的避難等対象区域からの避難については本件事故と相当因果関係があるものと捉え，その最小限の共通の損害を賠償することを指針として示していること。

⑧「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（**略称：「子ども・被災者支援法」**）は，少なくとも，子どもを含む避難世帯については，区域外避難者に対しても支援を行うことを目的とした法律であり，少なくとも子どもがいる世帯については避難行動をとることが不合理ではないことを国の立場として表明したものということができること。

⑨ チェルノブイリ原発事故において，ベラルーシ共和国は，土壌汚染濃度が放射性セシウムについて18万5000～55万5000Bq／平方メートル等で，住民の年間平均追加実効線量が1mSvを超える可能性がある地域を移住権利区域と指定し，同じく独立したウクライナは，年間5mSv以上の地域を無条件義務的移住区域と，年間1mSv以上の地域を保証付任意移住区域としたこと。

⑩ 本件事故後に実施された県民健康調査について、「県民健康調査」検討委員会は、「放射線の影響が完全には否定できないもの」とし，先行検査において甲状腺がんと診断された101人によっても，それは，本件事故前の罹患率の約60倍となっているなど、本件事故後、福島県民の甲状腺がんの増加が認められること。

⑪ 国連特別報告者アナンド・グローバーは，本件事故後の調査に基づき、年間放射線量が1mSv以下で可能な限り低くなった時のみ，帰還することを推奨されるべきであり、その間にも，日本政府は，全ての避難者が，帰還するか，避難続けるかを自分で決定できるように，全ての避難者に対する財政的援助及び給付金を提供し続けるべきであるとしていたこと。

⑫ 帰還に際しての現実の障壁

国内強制移動に関する指導原則は、「管轄当局が、国内避難民が自らの意思によって，安全に，かつ，尊厳をもって自らの住居等に帰還することや自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立すること等についての第一義的な義務お

よび責任を負う」としており、線量が基準を下がったからすぐに帰還せよというような政策ないし司法判断は相当とはいえないこと。また、前橋地裁判決も，「帰還を当初から念頭に置かずに生活の本拠を移転した者や，生活基盤を移したことにより再度の移転が困難な者の損害が格別に小さいということはできないし，…被告国による避難指示が解除されたからといって，健康被害を懸念して帰還しないことが合理的でないと評価することについては慎重であるべきである。」と指摘している。

第4　まとめ

避難の合理性及び避難継続の合理性については，これまでに提出した各準備書面において述べた事柄に加えて，本書面で述べた上記各事情が考慮されるべきであり，原告らの避難の合理性及び避難継続の合理性は，前記相当因果関係の判断における一般的な理解に従えば，十分に認められるものと考えます。

以　上

代理人意見陳述

2020年12月9日　福彩訴訟第34回期日

1　第85準備書面について

第85準備書面は、被告国の第24準備書面が根拠としている要（かなめ）の事実が誤っていることについて、津波工学者・今村文彦氏の証人尋問結果に基づき反論するものです。

(1)　まず、原子力規制における規制権限不行使の判断枠組みと判断基準について述べます。

被告国は、原子炉の設置の許否については国が広範な行政裁量を有するから、それとパラレルに考えれば、稼働中の原子炉の事故対策が不備であるとして電力会社に対策を命じるか否かについても同様に広範な行政裁量がある、と主張しています。かかる国の主張が失当であることは、これまで原告らが再三述べてきたとおりです（行政訴訟と民事訴訟との差異、段階的規制の考え方からは前段規制と後段規制とを到底同一視しえない。）が、そもそも長期評価の知見に基づき想定される津波が「対策を講ずべき想定津波」といえるか否かは、国賠法の一般的な不作為違法の要件（予見可能性）ではなく、まずは特別法である技術基準省令の第4条1項「想定される津波」に該当するか否かの問題です。同条項（「想定される津波により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合、防護措置、地盤改良その他の適切な措置を講じなければならない」）によれば、ある原子炉が「想定される津波」に対する防護措置を欠く場合、国は当然に、同技術基準に適合させるよう電力会社に対策を命ずべき義務があります。技術基準省令は、電気事業法を受けて原子炉の安全規制を具体的に定めた法規制であり、法は、原子炉の高度な安全性を維持すべく、原子炉の安全性を損なう「おそれ」をもって、国が電力会社に対策を命ずべきことを定めています。技術基準省令に適合していない状態の原子炉を、国が看過容認するという行政裁量は認められません。それは端的に法令上の義務の懈怠というべきです。

(2)　次に、津波評価技術に基づく「想定される津波」についての被告の主張の不当性について述べます。

被告国はこれまで、津波評価技術は、既往地震にパラメータスタディをすることで最大津波を設定したものとして、「津波評価技術」が「既往最大」の考え方に立脚していることを前提に、これを合理的なものと主張していました。

しかし、統一準備書面において、被告国はこの主張を覆しました。つまり、「津波評価技術」は平成14年に策定された当初から、「既往津波」ではなく「想定できる最大の津波」を評価に取り込んで策定されたものであるところ、当時地震学、津波学会では、津波地震は付加体が存在する領域でのみ発生する、極めて特殊な地震だという見解が支配的であったため、付加体が観測されていない福島沖等の日本海溝寄り南部に津波地震を想定しなかったものであり、かかる見解をとった津波評価技術は当時の知見を踏まえ合理的なものであったと、大幅に主張を変更するに至ったのです。

こうした被告国の主張の変遷は、以前の津波評価技術に関する主張が真実であったものの、これを前提とすると裁判所に津波の想定として不十分と判断されてしまうため、新たに考え出された主張だと思われますが、前提事実からして、客観的事実経過と完全に異なり、誤りです。被告国自身が人証請求した、千葉地裁での佐竹証言、東京高裁での今村証言によっても、津波評価技術の策定の際、いかなる波源をどこに設定す

るか、といった津波の将来予測については議論されなかったこと、つまり、平成14年までの第1期津波評価部会では、波源の設定については議論の対象から外されていたことが繰り返し証言されています。

また、津波地震は付加体の存在する特殊な海底構造でのみ発生する地震だという見方が平成14年当時「支配的」であった（したがって付加体の観察されない日本海溝南部には津波地震を想定しなかった）という主張についても、そもそも当時こうした見解が支配的であったという背景事実がないことが同尋問の結果明らかになっています。1993年の今村論文では、付加体がないタイプの津波地震（ニカラグア地震やペルー地震）が紹介されており、これらを踏まえて今村証人は、日本海溝沿いの南部では、付加体のない延宝地震タイプの津波地震を想定すべきことを証言しています。つまり、今村氏はその意見書において、「長期評価」について疑問を提示しておりましたが、日本海溝沿いの南部でも北部でも津波地震の発生を想定すべきという結論自体は変わらないというのが今村証人の見解であり、結局長期評価と結論において同じであることが、今村証人の尋問によって導かれています。被告国は、今村氏の意見書をもって、長期評価の信頼性を否定する根拠としていますが、上記の通り、今村氏の見解が長期評価と変わらないことが既に明らかとなっている以上、これは既に的外れな指摘となっています。

以上、こうした専門家の証言等を踏まえれば、津波地震は付加体が存在する特殊な領域でのみ生じるという見解が「支配的」であったため、福島沖等の日本海溝沿い南部には津波地震の波源を設定しなかった、という国の主張はでたらめであることが明らかです。被告国は、平成14年当時の津波地震の知見の進展を歪めて描くことで、日本海溝沿いでは南北を問わず津波地震が起こり得るとした「長期評価」の信頼性を損なわせようとしていますが、佐竹・今村両証言によって、被告国の主張は前提事実から完全に崩されています。

(3)　なお、被告国は、「長期評価」の科学的根拠を否定する根拠として、「垣見マップ」（雑誌「地震」に2002年4月6日に投稿され、査読を経て同年12月に受理され、翌2003年に学会誌に掲載された論文「日本列島と周辺海域の地震地体構造区分」に掲載されたマップ。垣見俊弘氏ら4名が作成）が「長期評価」の知見を採用していないとも主張しているため、この点について最後に触れます。

そもそも「垣見マップ」は、「長期評価」の公表以前に作成されたものである以上、その後公表された長期評価の知見を取り入れられる時的関係にはないことはすでに述べた通りです。さらに、平成14年の垣見マップは平成6年の旧版と比べ、日本海溝沿いを海溝寄りと陸寄りとで領域区分していない点改訂がありませんが、プレート間地震（津波地震はこれに相当する）については、佐竹氏らの功績により「津波地震は海溝軸寄りの浅いプレート境界で固有に発生する」という知見が当時既に確立していました。それにもかかわらずこの知見を取り入れた領域区分をしていない垣見マップは、プレート間地震については、新たな知見を取り入れていない古い考え方だったといえます。

このように、海溝沿いのプレート間地震（津波地震）について、垣見マップでの扱いが粗雑なのは、そもそも「垣見マップ」が、津波地震の発生を予測するために策定されたものではなく、「主として地殻内地震の規模の地域差」を示すため策定されたものであることに由来します。地殻内地震とは、陸側のプレート内部における活断層の活動によって発生するタイプの地震をいいます。津波地震は、地震動は小さいが大きな津波を引き起こすものであり、地殻内地震ではなく、プレート間地震に位置づけられます。つまり垣見マップは、活断層の活動による地震動予測のためには有効ですが、津波予測のために重要な「プレート間地震」を評価したものではないのです。津波地震は、地殻内地震とは全く別のメカニズムを有し、全く別の地理的条件で発生するものである以上、地殻内地震の規模を想定する目的で作られた垣見マップで津波規模を予測するのは完全に不適切です。「津波評価技術」においてさえ「垣見マップ」は採用されていません。

以上から、垣見マップが津波予測に利用されないのは当然と言えます。長期評価の示したプレート間地震（津波地震）についての考え方が、垣見マップで取り入れていないことを根拠に、長期評価が示した津波地震の想定の信用性を論難する被告国の主張は、二重三重に誤りと言わざるを得ません。

2　第87準備書面について

原告第87準備書面は、「ふるさとの喪失・変容」のもつ法的意味合いと評価について補充して主張し、その賠償が区域内避難者及び区域外避難者の　双方になされ

るべきであること主張したものです。

(1)　まず、原告らは本件避難により元の居住地から享受していた生活利益の全般が剥奪されていますが、そのことは、環境経済学を専門とする除本理史（よけもとまさふみ）教授、環境社会学者の舩橋晴俊教授、環境社会学の関礼子教授など多くの研究者らが共通して指摘するところです。第47準備書面でも述べたとおり、法学者の淡路剛久教授も、本件事故の被侵害利益を「身体権に直結した平穏生活権」を含む「包括的生活利益としての平穏生活権」とし、その損害類型として、「放射能汚染によって元の地域から他の地域へ移住を余儀なくされた被害者住民の地域コミュニティの喪失」を挙げています。

(2)　そして、除本理史教授も指摘するとおり、「ふるさと喪失及び変容」は、その土地に生まれ育った者だけに適用されるわけではなく、子どもについても親を通じるなどしてその利益を享受するものであり、また、避難指示が解除されたとしても、その被害は解消されるものではありません。

(3)　ところで、中間指針による賠償においては、「ふるさと喪失又は変容」の観点から、適切な賠償がなされていないことが明らかであるところ、小高に生きる訴訟判決、仙台高裁令和2年3月12日判決、かながわ訴訟判決等、本件と同種事案の判決においては、「ふるさと喪失及び変容」や避難元住居地における「包括生活基盤」の喪失及び変容を人格的利益に対する深刻な侵害と認めて（必ずしも金額的に十分とはいえないとしても）、中間指針等に横出し又は上乗せの方法により賠償を命じていることが分かります。
なお、これらの深刻な侵害は、原告らの提出する各陳述書の記載からも明らかとなっています。

(4)　また、自主的避難等対象区域等に住居を有する原告らについても、すでに提出済みの各陳述書からも明らかなとおり、本件事故後の避難生活に伴う社会的関係の喪失を中心とした「ふるさと喪失又は変容」の被害が認められるものであり、避難指示区域内の原告同様にその精神的損害についての賠償がなされるべきです。

以　上

原告本人尋問

2020年11月11日　福彩訴訟第33回期日

【原告番号9-2　Tさん】

南相馬市にある妻の両親の家で、夫、子供2人、両親と住んでいた。南相馬での暮らしは、親同士こども同士仲良くイベントや交流、子供たちは近所で見守られている安心があった。祖父が川で水遊びや虫取りなどに連れて行ってくれ、子供たちは楽しみだった。

原発事故で生活は一変した。子どもは事故当時、11歳と8歳。近所の人たちが次々と避難し、不安と焦りが募った。全く知らない土地に避難することは想像もつかなかった。当初は新潟に避難しようと考え、避難先を探していたら、「放射能を浴びた人は受け入れられない」と言われた。3月14日に東京の親族の下へ避難することを決意するが、翌日長女が熱を出し、出発したのは3月16日3月28日、両親が福島に帰還。子どもは帰れないので、両親だけ帰還する

4月5日より、夫の勤務先が大宮に工場があるということで、大宮の借り上げ住宅で暮らすことになった。2か月後に大宮工場は閉鎖となり、夫は田村市の工場へ単身赴任することに。その後は一週間おきに大宮に帰ってくるような生活だった。平成24年6月頃からは、夫が加須の工場で働くこととなり、大宮で家族4人で暮らしている

夫は両親を福島に残してきたことを悔やみ、長男は埼玉に来てから福島でやっていたスイミングやサッカーを止めてしまった。子供たちに辛い思いをさせてしまい、習い事も続けられなかった。慣れない環境で緊張している姿を見て、子供たちのことを思って避難したといっても、本当にこれでよかったのかと悩んだ。子供も学校で相当なストレスを受け暗い顔をしていた。夫が単身赴任をし、妻が疲労とストレスで不眠に悩んでいた時期、長男は帯状疱疹を発症した。医師からは、帯状疱疹の原因は避難によるストレスだろうといわれた。長女は「福島の友達に会いたい、福島の家に帰りたい」と大声で騒ぐこともあった。現在、息子は大学に通い、娘も専門学校に通っている。生活の基盤が埼玉に移り、もう南相馬には帰れない。

東電と国は、原発事故以前の生活を返してほしい。事故によって生活が失われたことの重大性をわかっていない。避難者の痛みに寄り添っていない。

【原告番号23-1　Kさん】

1991（平成3）年より原発下請けの会社に勤め、双葉町に住み始めた。事故当時も双葉町で暮らしていた。双葉の人たちは優しく、一人暮らしだった私になにかと声をかけてくれた。鮎釣りが趣味で、免許を持っていた。多い時は300匹近くも釣って、近所の人たちにたくさんふるまうのが楽しみでいきがいだった。

3月12日、町内放送で避難してくださいと言われ、着の身着のままで川俣町へ避難。鮎釣りの竿も持ち出すこともできなかった。避難所はとにかく寒かった。避難先では毎日毎日冷たい弁当で、ごろ寝を強いられ、夜中に人が通る場所で、眠れない日が続いた。川俣町の避難所に10日前後滞在した後、さいたまスーパーアリーナへ集団で避難した。段ボールを敷いて、そこに寝起きしていた。すぐ近くに携帯電話の充電器が置かれており、昼夜ひっきりなしに人が行き来し、落ち着いて眠ることが出来ず、不眠症になった。

3月末ころ、騎西高校へと避難。畳があってうれしかったが、一部屋に30人近くがすし詰めにされ、隣との仕切りもなく、プライバシーはなかった。さらに三度三度の食事が弁当で油が強く、健康を害する方も出た。

避難所からアパートに移ったが、住宅費や医療費が打ち切られたら、どうやって生活すればいいのか。双葉町時代に比べると、近所付き合いがほとんどなくなった。双葉町出身者の男性を対象に「男の料理教室」もやっていたが、今はコロナ禍で中止となっている。福島に帰れというが、帰れるわけがない。これから廃炉作業が始まる。放射能がまた飛散するというのに。長く住み、骨を埋めるつもりだった双葉町に帰れなくなり、事故当時にあったつながりは、すべて失われてしまった。

【原告番号22-1　Sさん】

（福島県いわき支部裁判所からリモートで尋問が行われました。終始涙声で言葉が出ず、裁判長がいたわる場面も）

双葉町で生まれ育ったが、事故当時はたまたま出稼ぎで東京都内で仕事をしていた。しかし、住民票は双葉町に置き、双葉町に家も借りていた。

2005年より、金銭的な理由で東京で働いたが、2006年に膝を痛めて双葉町に戻った。膝が治った2007年から、再び東京で働いていた。双葉町に借りた家には次男が住んでいたが、家賃は自分が払い、自分の荷物も置いてあった。月に2，3回と、盆暮れ正月は必ず双葉町の自宅へ戻り、家族や友人と交流していた。

3月11日は金曜日だったので、震災がなければ、双葉町へ戻る予定だった。以降、一時立ち入りを除いて、双葉町の自宅へ戻ることができていない。2011年3月末までが東京での仕事の契約期限で、経済的な問題も解決したので、その後は双葉に戻って生活する予定だったのに。

双葉町に帰れなくなったので、しかたなく仕事をつづけてみたが、心にぽっかり穴が開いたようになって、双葉へ戻ってリフレッシュすることもできなくなった。精神的に落ち込み、身体が動かなくなり、膝の具合もまた悪くなってしまった。仕事をする気力と能力を失い、5月末で退職した。

仕事もできず、双葉町に帰ることもできず、慣れない地でほとんど家の中で生活することは苦痛です。近所に知り合いもおらず、孤独感にさいなまれました。2015年6月からは、いわき市の震災復興支援住宅に居住しています。いちばん双葉町に近い場所だったので応募したが、生まれ育ち、長く暮らしてきた双葉町に戻ることができなくなってしまいました。

福島でずっと暮らそうとしていた矢先に事故にあい、帰る家がなくなってしまったのです。「住民票があるのだから賠償金が受けられるはず」と皆さんが言う。しかし、家賃補助さえも受けられず、理不尽な国や東電の対応に対して声をあげました。

原告本人尋問

2020年12月9日　福彩訴訟第34回期日

【原告番号28-12　Mさん】

事故時には広野町に居住しており、夫は広野町の職員だった。地震発生時、夫は役場におり、事故発生後も役場で寝泊まりしていた。3月12日に電話で妻と話すことができたが、そのとき、「自分は役場職員である以上、一緒に県外に逃げることはできないから、私のことは気にせず、あなたと娘が県外に避難してくれれば、安心して、残った住民の避難対応ができる」と死を覚悟しながら伝えた。娘は当時生まれたばかり。妻と一緒にいた父親等に対しても、「私が死んだときは妻子のことを頼む」と伝えた。夫はその後、いわき市の借り上げ住宅から広野町の職場へ通い、週末は埼玉の妻子の下へ通った。

娘が1歳になる平成23年4月から、二人目の子どもを授かる準備をしようと考えていたが、事故によって、第二子の出産計画が大きく狂ってしまった。妻子は、12日にいわき市内のホテルで宿泊、13日に平田村の避難所へ。18日からは三郷市の避難所へ移動した。5月からはさいたま市内の旅館へ、8月からさいたま市内の借り上げ住宅に移転。夫と離れ母子2人の生活。さいたま市に避難した妻子に会うために、毎週金曜日にさいたま市へ向かう生活。平成23年4月が娘の1歳の誕生日だったが、娘は避難所で誕生日を迎えることとなり、親として祝ってやれなかったことが切なく、かわいそうでならなかった

仕事で2〜3週間会えないことがあった時には、娘はすぐに近寄ってこない時もあり、娘の成長を近くで見ていられない。娘が父親である自分のことを忘れてしまうのではないかと心配だった。

平成24年11月、妻子がいわき市に引越し、家族3人での生活借り上げ住宅の支援が平成29年3月で打ち切られることとなり、仕方なく広野の自宅へ帰還したが、自宅周辺でも放射線量が高い場所もあり、遊び盛りの子どもを育てるのは心配自宅は、地震の被害を放置せざるを得なかったため、ひび割れなどが起きており、修繕が必要だが、費用負担が大きくなかなか直せていない。

原発事故ですべてが変わってしまった。元の状態にはほど遠い。元の暮らしを返してほしい。誠実な対応をしてほしい。

【原告番号20-2　Sさん】

事故時は、郡山市で夫と暮らしており、長女を妊娠中だった。事故後、なによりも優先だったのは妊娠中の子の安全だった。安全かどうかわからないのであれば、確実に安全な方策を取ろうと考え、12日は妻が秋田にある夫の実家に避難した。

3月21日頃、検診を受けるために郡山に帰る必要があった。当時、原発の影響については、直ちに影響はないものの長期的な影響についてはわからないという状況で、つまり妊娠中の胎児に対して何らかの影響が出るかどうかはわからないという状態。郡山に帰ることには消極的だったが、夫の実家に迷惑をかけられないし、夫のそばにいたい気持ちもあったので、検診をきっかけに郡山へ戻ることにした。放射能の不安もあり、里帰り出産という意味もあり、平成23年5月10日は妻だけ福島市の実家に戻った。

6月2日に長女が誕生。出産のその瞬間まで子に放射の線の影響が無でないか不安だった。7月22日からは再び郡山で夫と生活。子どもへの放射線の影響の不安は変わらず、夫の勤務先もその意向をくんでくれ、平成23年12月から夫は東京に転勤することができた。平成24年1月には川越へ引っ越している。

その後、2人の子どもが生まれている。妊娠中の不安は大きかった。誰も、将来にわたって影響しない、絶対大丈夫だという情報を与えてくれない。妊婦健診の際、「小さい子は放射線の影響を受けやすいから気をつけて」と言われ、鬱のような状態になっていた。夫は会社でソフトボールのチームにいたが、避難のために会社の郡山での人間関係が疎遠になってしまった。妻も、福島・仙台地方に多くいる友人と月に2〜3回は会っていたが、そういう機会もなくなってしまった。

夫の両親（秋田）、妻の両親（福島市）とも距離ができてしまった。郡山にいたら今よりも頻繁に会いに行けたのにと思うと残念でならない。妻は、周囲に福島から避難してきたことを話していない。幼稚園の保護者の会話である人が「子どもから福島の子と結婚するって言われたら考えるよね」と言ったりするのを聞いて怖ろしく

なった。長女に対して自信をもって「福島生まれだよ」ということができない。

裁判を傍聴して

お金のことを訴えているのではないのに、強引にお金の話に持ちこもうとする被告側代理人弁護士。「これまでいくらもらったのか。覚えていなのですか」とたたみかけ「既にこれだけ支払っている」と一方的に強調。「事故当時、行政の発表した放射線量を覚えていないのか」「どういう情報に基づいて“放射能が怖い”と思ったのか」などと、避難の科学性・合理性が乏しいかのような誘導尋問。「親族の中で提訴していない人がいる」「なぜあなただけが提訴したのか」と無意味な尋問をくり返し、陳述のささいな食い違いを揚げ足取りし、賠償金や生活にからむ家族間のプライバシーにまで踏み込む。

「ストレスで子どもから笑顔が消えた」と訴える母親には「通知表の通信欄を見ると、お子さんは学校に馴染んでいたようだが」と嫌味。母親は「繊細な子なので、親を心配させまいと必死で耐えていたんじゃないでしょうか。表面的に明るくしていても、南相馬のころのようではない」と反論しました。東電や国に、反省や謝罪の姿勢は皆無。法廷という場の、冷酷な一面を付きつけられる思いでした。（**事務局：K**）

各地の避難者訴訟について

東京高裁で先行して控訴審が闘われてきた、群馬訴訟と千葉訴訟第１陣が、2021早々に判決を迎えます。

群馬訴訟 → 1月21日(木)午後2時
千葉訴訟第１陣 → 2月19日(金)午後3時です。

また、来年は東京と福島の地裁でも、重要な判決が続きます。

2月3日(水)　南相馬・20mSv撤回訴訟　東京地裁
3月1日(月)　子ども脱被ばく裁判　福島地裁
3月26日(金)　いわき市民訴訟　福島地裁いわき支部

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50音順、2020/5/31現在）

梓澤　和幸	弁護士、NPJ 代表
安藤　聡彦	埼玉大学教授
石川　逸子	詩人、作家
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表
礒野　弥生	東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆	前双葉町長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長
菊一　敦子	環境・消費者運動
久野　勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島　　力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
後藤　正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
小林　　実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
篠永　宣孝	大東文化大学教授
菅井　益郎	国学院大学教授
須永　和博	獨協大学外国語学部
高橋千劔破（ちはや）	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
田中　　司	立教小学校元校長
暉峻（てるおか）　淑子（いつこ）	埼玉大学名誉教授
三浦　　衛	図書出版・春風社代表
水島　宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
山田　昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
渡邉　　泉	東京農工大学准教授

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です**（**口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援**）

ご住所、お名前、連絡先（email orお電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。
☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900／店名：〇一九店(ゼロイチキュウテン)／店番：019／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）▶ **ウェブサイト：http://fukusaishien.com/**
＊**吉廣慶子**（みさと法律事務所）
341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MT ビル 2F みさと法律事務所　tel：048-960-0591　fax：048-960-0592
＊**北浦恵美**　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582